

令和7年度未来を創る学力向上支援事業に係る大分県学力定着状況調査（学習到達度調査）
委託契約募集要項

1 趣 旨

大分県が発注する「大分県学力定着状況調査（学習到達度調査）」を委託する事業者の選定に関し、提案競技に参加しようとする者が遵守しなければならない事項を定める。

2 契約に付する事項

- (1) 契約名
「令和7年度大分県学力定着状況調査（学習到達度調査）委託契約」
- (2) 契約期間
令和7年4月1日から令和7年8月31日
- (3) 業務概要
別紙「委託仕様書」のとおり
- (4) 委託限度額
29,491,000円（消費税込み）
- (5) 契約方法
随意契約
※根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を準用する。
随意契約ガイドライン1ー（19）
（随意契約理由）提案競技による。
- (6) 本事業は現在予算要求中であり、委託事業の実施については予算成立が条件となる。

3 参加資格

次の基準をすべて満たしている者

- (1) 法人格を有する団体であって、受託業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。
- (2) 書類の提出期限において、現に大分県の指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (4) 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする者ではないこと。
- (5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約を締結している者
 - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 本業務の遂行にあたり、申請者からの要望や県との協議に応じ迅速かつ円滑に対応ができること。

4 応募方法

- (1) 提出書類等
以下の①を1部、②～④を8部提出すること。②～④は様式任意とする。
 - ① 提案競技参加申込書（様式1）
 - ② 企画提案書
 - ③ 見積書
 - ④ 会社概要等、この事業を担当する体制を示すもの
- (2) 提出期限
①の提案競技参加申込書（様式1）については
令和7年2月12日（水）17時00分必着（メール、FAX可）
②～④の書類については令和7年2月13日（木）17時00分必着

(3) その他

- ① 応募書類等は返却しない。
- ② 応募及び審査会に係る費用は応募者の負担とする。
- ③ 企画提案書の提出は郵送又は直接持参とする。
- ④ 質問受付期間は令和7年2月7日(金)までとし、質問があった場合、随時、回答を大分県教育委員会ホームページに記載する。

5 提案競技審査会について

(1) 日 時

令和7年2月19日(水) ※時刻については別途連絡する。

(2) 場 所

大分県庁舎別館86会議室

(3) 提案方法

1社につき持ち時間20分とし、企画書についての説明を行う。

6 審査方法及び結果通知

(1) 審査方法

以下の選定基準に照らし、最もふさわしい調査問題を採用する。

- ① 教員が児童生徒一人一人の学習状況を把握し、個に応じた指導の具体的方策を立てるためのデータが得られること。
 - ア 児童生徒個々の「知識」「活用」「総合」別正答率及び達成率
 - イ 全国基準に照らした「知識」「活用」「総合」別偏差値
 - ウ 学習指導要領(目標値)に照らした、項目別(「知識」「活用」、観点、領域)正答率及び達成率
 - エ 小問ごとの正答率、達成率、正誤内容
 - オ 個々の学習状況に応じた学習の手立て(復習用教材等)

- ② 県全体の学力状況を分析し、大分県教育委員会ホームページに掲載することから、信頼性、妥当性の高い学力調査であること。
 - ア 全国及び県内の実施実績
 - イ 年度ごとに異なる調査問題
 - ウ 問題構成(学習指導要領における各教科の内容項目を網羅しており、主として「知識」に関する問題及び主として「活用」に関する問題を一体的に出題すること。)

- ③ 県内全ての小学校第5学年及び中学校第2学年を対象に実施することから、次の要件を満たすこと。
 - ア 実施の手引き
 - イ 内容、難易度、時間配分等が適切な調査問題
 - ウ 個人票及び学校、市町村単位の分析資料の提供

- ④ 県内全ての小学校第5学年及び中学校第2学年を対象に、配送・実施・回収・採点・データ入力等を行うことから、次の要件を満たすこと。
 - ア 本事業の業務量に遅滞なく対応できる執行体制やその要員数、指揮命令系統

(2) その他

選定に係る業者資料については、県に帰属する。

(3) 結果通知

審査結果は提案競技参加団体に文書で通知する。

7 契約

審査結果に基づき、最上位者と契約する。ただし、企画書の提出期限後に契約予定者が参加資格の条件に該当しなくなった場合、大分県の指名停止の措置を受けた場合、又は辞退を申し出た場合は、次順位以降の者と契約を締結することがある。

8 問い合わせ及び提出先

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号
大分県教育庁義務教育課学力向上支援班

Tel (097) 506-5519 Fax (097) 506-1795
E-mail : ninomiya-keno@oen.ed.jp